

第26回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成28年9月12日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順，敬称略）

赤司文廣，安西儀晃，奥村淳一，島田幸一郎，多良博明，林博行，樋口徹，福田健太郎，毛利晴光，山口広助

(2) 事務担当者

山口事務局長，中川首席家裁調査官，合戸訟廷管理官，田丸総務課長，上川会計課長，藤崎主任家裁調査官，浦添総務課課長補佐（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ（毛利委員長）

(3) 新任委員自己紹介（安西委員，福田委員）

(4) 協議

テーマ1

「少年事件の現状について」

テーマ2

「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応について」

・出された意見等の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の予定

ア テーマ

「少年事件の現状について」

イ 日程

平成29年2月20日（月）午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

テーマ1 「少年事件の現状について」

第1 導入説明

長崎家裁の少年事件の現状について、説明者（藤崎主任家庭裁判所調査官）から説明した。

第2 家庭裁判所委員から出された意見等

- 統計説明において、保護観察に付する割合が全国的にみて長崎家裁はその割合が高いという説明であったが、その理由は何か。
- 詳細な要因についてはお答えができないが、警察や児童相談所から指導を受けて家裁送致される少年もいるなか、過去にこのような指導を受けてきたにもかかわらず、非行を繰り返している少年については、早い段階での社会内処遇である保護観察の処分を受けてもらうということが、一つの要因であると考えている。
- 16歳から18歳くらいの少年については、高校に通っていない少年も多く、仕事に就いている少年もいるために、親の監督というよりも保護観察で指導していくという傾向もあるのではないか。つまり、有職少年の割合が高いのではないか。
- 統計をとっていないので有職少年の割合はお答えができないが、一般的に、高校に通っておらず、かつ、定職にも就いていない少年の場合には、保護観察による指導が中心となる傾向は少なからずあると考えられる。一般的な話であり、申し上げたとおり、詳細な統計はとっていないので、明確なところではない。
- ◎ 教育的措置や補導委託といったことについては、多少聞き慣れない部分もあったかと思うが、これに関しての御意見等はありませんか。
- 家庭裁判所において、少年に対し、様々な指導や、ボランティア活動を行っていることについては知らなかった。家庭裁判所のこのような活動が、保護観察処分を受けた際に保護観察所あるいは保護司まできちんと引き継がれているのかお聞きしたい。
- 家庭裁判所調査官は、少年の調査のほか、教育的措置やボランティア活動をおこなったことについて、少年調査票という形で裁判官へ報告を行っている。裁判官においても、審判の場で、教育的措置やボランティア活動の成果を少年に確認することもある。そして、保護観察の処分を受けた場合には、この少年調査票は、保護観察所へ送付する扱いである。このようなことから、家庭裁判所で行った少年の指導方法等については、きちんと引き継がれているものと理解しているが、今後、一層少年の処遇改善のためにそういった連携を強めていきたいと考える。
- 少年審判については非公開の手続きであるため、個別の事件についてどのような教育的措置等を行ったかということはお話ができないが、一般的に行っている教育

的措置等については、このような場でも説明はできるので、今後も、家庭裁判所の取組を紹介していきたいと考えている。

- 全国的に保護司の割合が少ないというイメージを持っているが、長崎の現状はどうか。また、保護司を増やすような働きかけは行われているのか。
- 保護司が不足しているという現状はないと理解しているが、人員の確保はやはり難しいと聞いている。
- 保護司が高年齢化しているとうこともあるのか。
- 70歳代の保護司が多く、40、50歳代の保護司は少ないと聞いている。40、50歳代の保護司であれば、少年との距離も近くて良いのではないかという考えもあるが、現状は、述べたとおりである。
- いろんな広がりを持ち、いろんな問題を抱えている少年の育成には、できる限り、若い世代の保護司が必要だと思っている。難しいことだろうが、若い世代の保護司の発掘や確保についても努力してもらいたいと考えている。

テーマ2「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応について」

第3 導入説明

「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の説明及び長崎家裁の取組状況等について、説明者（上川会計課長，田丸総務課長）から説明した。

第4 家庭裁判所委員から出された意見等

- 障害者の方の利用頻度が増加しているといったデータはあるのか。
- データをとっていないのでお答えできないが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される以前から裁判所では障害者の方への合理的な配慮等を行ってきたところであり、本法律が施行された後、障害者の方の利用頻度が増加したというものではない。
- ◎ 御承知のとおり本法律は国全体として障害者の方へ適切な配慮を行おうということになったものであるが、ご説明したとおり、裁判所では、本法律が施行される前から障害者の方への対応についてはケースバイケースで適切な配慮をしてきたと考えている。今回、本法律ができたことによって、改めて配慮をすべき点を再確認し、裁判官も職員も、事務局も事件部も裁判所全体が一体となって対応に取り組まなければならないということである。実際は、本法律が施行されて間もないことから、事務局、事件部が一体となって取り組んだ例というのは、先ほど説明した一例のみということになる。
- 施設的な面で申し上げると、インターホーンについては、カメラ付きのものも必要となってくるのではないか。
- 裁判所の説明を聞いて、裁判所の体制がきちんとできていることに驚いている。

発達障害がある方など、その特性に応じた関わり方を行わないといけないと思うが、そのような研修も行っているのか。

- 発達障害者支援法の一部を改正する法律が8月1日から施行されていることから、現時点では、長崎家裁で独自に具体的な研修の計画はないが、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるため、今後、そのような研修や啓発にも取り組んでいく必要があると考えている。
- 当職の機関では、裁判所と同様に、物理的な配慮の措置は当然行ってきたところである。今後も物理的な配慮だけに限らず、法律の趣旨を理解し、合理的な配慮等を行っていきたいと考えている。裁判所では、障害者の方の配慮に関する研修としてどのようなことを行っているのか、また、対応マニュアル等の整備がされているのかお聞きしたい。
- これまでの研修では、専門の機関にもご協力いただき、障害者の方の対応に必要な疑似体験等を学ぶことを中心に行ってきた。また、本法律の施行に合わせて裁判所の対応要領が作成されているので、研修等においてはその理解をより深めていくことも予定している。なお、マニュアルは作成していない。
- 家事調停事件において、聴覚に障害のある方の手続きに同行したことがあったが、筆談での方法により丁寧に対応してもらった経験がある。
- 本法律は施行されて間もないことから、当職の機関では、本法律に対する理解や歩みが弱い状況も見受けられるので、本日の協議はたいへん参考になった。裁判所の対応要領は今後の参考にさせていただきたいと考えている。

(以上)

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

平成28年2月29日現在

赤 司 文 廣	学識経験者
安 西 儀 晃	長崎家庭裁判所判事
奥 村 淳 一	検察官
島 田 幸一郎	学識経験者
多 良 博 明	弁護士
林 博 行	学識経験者
樋 口 徹	学識経験者
福 田 健太郎	学識経験者
毛 利 晴 光	長崎家庭裁判所長
山 口 広 助	学識経験者